

第 4 期京都市民長寿すこやかプラン

〔 京都市高齢者保健福祉計画
京都市介護保険事業計画 〕

(平成 21 年度～23 年度)

平成 2 1 年 3 月

京 都 市

目 次

	頁
第1章 プランの策定に当たって . . .	1
1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の位置付け . . .	2
(1) 高齢者保健福祉計画の位置付け . . .	2
(2) 介護保険事業計画の位置付け . . .	2
(3) 両計画の調和と「基本構想」「基本計画」との関係 . . .	2
2 計画期間 . . .	5
3 基本理念及び政策目標 . . .	6
4 プランの策定の方法 . . .	7
(1) 京都市民長寿すこやかプラン推進協議会での協議 . . .	7
(2) 市民参加 . . .	7
第2章 第3期プランの取組状況 . . .	11
1 第3期プランにおける重点課題の取組状況 . . .	12
2 介護保険事業の実施状況 . . .	36
(1) 要支援・要介護認定の状況 . . .	36
(2) 介護サービスの利用状況 . . .	41
(3) 保険給付費の状況 . . .	46
(4) 着実な基盤整備 . . .	50

	頁
第3章 高齢者の現況及び「今後の高齢者の姿」	5 1
1 高齢者の現況	5 2
（1）人口構造	5 2
（2）世帯の状況	5 5
（3）高齢者の健康	6 1
（4）社会活動の状況	6 6
（5）介護予防の状況	6 9
（6）介護の状況	7 1
2 京都市における今後の高齢者の姿	7 8

	頁
第4章 重点課題ごとの取組方針と施策・事業の実施 . . .	81
第4期プランにおける重点課題 . . .	82
重点課題1：認知症をはじめとする要介護高齢者及びその家族 の生活支援 . . .	83
1 介護サービスの充実 . . .	86
(1) 施設・居住系サービスの充実 . . .	86
(2) 居宅サービスの充実 . . .	87
2 介護保険以外の保健福祉サービスの充実 . . .	88
(1) 入所施設の充実 . . .	88
(2) 在宅保健福祉サービスの充実 . . .	88
(3) 高齢者を介護する家族への支援 . . .	89
3 認知症高齢者対策の推進 . . .	90
(1) 認知症に関する正しい理解の普及 . . .	90
(2) 認知症の原因となる疾患の予防や相談・診断体制 の充実 . . .	91
(3) 関係機関の連携体制の確立 . . .	92
(4) 権利擁護対策の推進 . . .	92
4 高齢者虐待防止事業の推進 . . .	93
5 療養病床の再編成と円滑な転換に向けた支援 . . .	96
(1) 療養病床の再編成に伴う受け皿の確保 . . .	96
(2) 在宅ケア体制の充実 . . .	97
重点課題2：総合的な介護予防の推進 . . .	98
1 地域包括支援センターを軸とした介護予防ケアマネジ メント体制の充実 . . .	100
(1) 地域包括支援センターの適正かつ円滑な運営 . . .	100
(2) 自立支援のための介護予防ケアマネジメント . . .	102

	頁
2 地域支援事業による介護予防サービスの提供	103
(1) 介護予防特定高齢者施策の対象者の把握	103
(2) 介護予防特定高齢者に対する介護予防サービス (ハイリスクアプローチ)の提供	106
(3) 介護予防一般高齢者に対する介護予防サービス (ポピュレーションアプローチ)の提供	107
(4) 介護予防の評価	109
3 予防給付による介護予防サービスの提供	110
重点課題3：健康増進・生きがいつくりの推進	112
1 主体的な健康づくりの推進	114
(1) 疾病の予防と健康づくり対策	114
(2) 健康づくりを支援する環境づくり	115
2 多様な生きがいつくりの推進	117
(1) 高齢者の活動の場と情報提供の充実	117
(2) 生涯現役で社会貢献できる環境づくり	119
重点課題4：地域における総合的・継続的な支援体制の整備	120
1 地域の特性に応じた地域密着型サービスの提供	122
(1) 日常生活圏域の設定と地域密着型サービスの 基盤整備	122
(2) 地域密着型サービスの適正な運営の確保	124
2 地域ケア関係機関の連携	125
3 相談・情報提供体制の充実	128
4 地域住民による自主的な活動の推進	129
5 ひとり暮らし高齢者等への支援	130

	頁
重点課題５：介護保険事業の適正かつ円滑な運営	・・・ 132
1 介護サービスの質的向上	・・・ 134
(1) 介護・看護技術の向上	・・・ 134
(2) 利用者や家族への支援	・・・ 135
2 介護保険給付の適正化	・・・ 136
(1) 事業者への指導	・・・ 136
(2) 市民の信頼の確保	・・・ 137
(3) 介護保険財政の安定的運営	・・・ 138
3 介護に従事する人材の確保・定着	・・・ 140
重点課題６：誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進	・・・ 142
1 世代間の交流と理解の促進	・・・ 144
(1) 様々な機会を通じた市民への啓発や交流の場の提供	・・・ 144
(2) 福祉教育の推進	・・・ 145
(3) 人権意識の高揚	・・・ 145
2 高齢者が安心できる生活環境づくり	・・・ 146
(1) すまいづくり	・・・ 146
(2) まちづくり	・・・ 148
(3) 防犯・防災対策	・・・ 149
(4) 交通安全対策	・・・ 151
(5) 消費者施策	・・・ 152

	頁
第5章 介護サービス量及び事業費の見込み	153
1 介護サービス量及び事業費の見込みの算出手順	154
(1) 介護サービス量の見込みの算出手順	154
(2) 事業費の見込みの算出手順	154
2 介護サービス量の見込み	155
(1) 高齢者人口（第1号被保険者数）の推計	155
(2) 要支援・要介護認定者数の推計	156
(3) 施設・居住系サービス利用者数の見込み	157
(4) 居宅サービス利用量の見込み	161
3 保険給付費等の事業費の見込み	163
(1) 保険給付費の見込み	163
(2) 財政安定化基金への拠出及び借入	166
(3) 介護給付費準備基金への積立て	166
4 地域支援事業（介護予防事業）の量の見込み	167
(1) 対象者数	167
(2) 参加者数	167
5 地域支援事業（介護予防事業）の事業費の見込み	168
(1) 交付金対象となる地域支援事業の上限	168
(2) 事業費の見込み	168
(3) 財源構成	168
【参考：第1号被保険者の保険料】	169
【参考：地域支援事業等の実施内容】	172

	頁
第6章 プランの着実な推進に向けて	177
1 市民と共に創る長寿社会	178
(1) 市民・地域社会の役割	178
(2) サービス事業者・企業の役割	178
(3) 行政の役割	179
2 全庁的な取組による総合的な施策の推進	181
3 関係機関・関係団体等との連携	182
4 京都府及び他の市町村との連携	182
(1) 京都府との連携	182
(2) 近隣市町村との連携	182
(3) 政令指定都市との連携	182
5 プランの進ちよく管理	183
(1) 京都市民長寿すこやかプラン推進協議会での進ちよく管理	183
(2) 進ちよく状況の報告・周知	184
参考資料	185
資料1 主なサービスの提供体制	186
資料2 京都市民長寿すこやかプラン推進協議会設置要綱	187
資料3 京都市民長寿すこやかプラン推進協議会 ワーキンググループ運営要領	188
資料4 京都市民長寿すこやかプラン推進協議会委員名簿	189
資料5 京都市民長寿すこやかプラン推進協議会及び 各ワーキンググループの開催日・議題	190

第1章 プランの策定に当たって

1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の位置付け

(1) 高齢者保健福祉計画の位置付け

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8により市町村による策定が規定されており、要介護者への介護サービスの提供のほか、寝たきり、認知症等の予防のためのサービスの提供、ひとり暮らしの高齢者への生活支援、元気な高齢者への健康づくりや生きがいがづくりも含め、地域における高齢者を対象とした保健サービスや福祉サービス全般にわたる供給体制づくり等について定めることとされています。

なお、平成20年3月に老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」に全面改正されたことに伴い、平成20年4月に医療保険者が特定健康診査・特定保健指導を実施するとともに、これまでの老人保健事業は、健康増進法に移行しました。よって、高齢者のための総合的な計画とする観点から、本計画は従来の老人保健事業に関する内容も包含して策定します。

(2) 介護保険事業計画の位置付け

介護保険事業計画は、介護保険法第117条により市町村による策定が規定されており、地域における介護サービスの必要量を見込み、それを確保するための方策や保険料算定の基礎となる財政規模のほか、介護保険を円滑に運営するために必要な事業等について定めることとされています。

(3) 両計画の調和と「基本構想」「基本計画」との関係

高齢者保健福祉計画は、高齢者福祉事業全般にわたる供給体制づくり等について定めるものであり、介護保険事業の円滑な運営に関して必要な事項を定める介護保険事業計画の内容を包含するものです。また、老人福祉法及び介護保険法では、これらの2つの計画を一体的に策定することとされており、本市においては、両計画を調和のとれた計画とするため「京都市民長寿すこやかプラン」として一体的に策定しています。

この「京都市民長寿すこやかプラン」は、安らぎのあるくらしと華やぎのあるまちを目指した「京都市基本構想」(平成11年12月策定)を受け、その具体化のために全市的観点から取り組む主要な政策を示した「京都市基本計画」(平成13年1月策定)の分野別計画の一つとなります。

【プランの位置付け】

都市理念（都市の理想像）

世界文化自由都市宣言

市会の賛同を得て 1978(昭和 53)年 10 月 15 日宣言

(市政の基本方針)

京都市基本構想

21 世紀の京都のまちづくりの方針を理念的に示す長期構想
〔2001～2025 年〕

地方自治法第 2 条に基づき市会の議決を得て 1999(平成 11)年 12 月 17 日策定

京都市基本計画

基本構想の具体化のために全市的観点から取り組む主要な政策を示す計画

〔2001～2010 年〕

2001(平成 13)年 1 月 10 日策定

各区基本計画

基本構想に基づく各区の個性を生かした魅力ある地域づくりの指針となる計画

〔2001～2010 年〕

2001(平成 13)年 1 月 10 日策定

京都未来まちづくりプラン

未来の京都づくりに向けた 4 年間の羅針盤

〔2008 年～2011 年〕

2009 (平成 21) 年 1 月 27 日策定

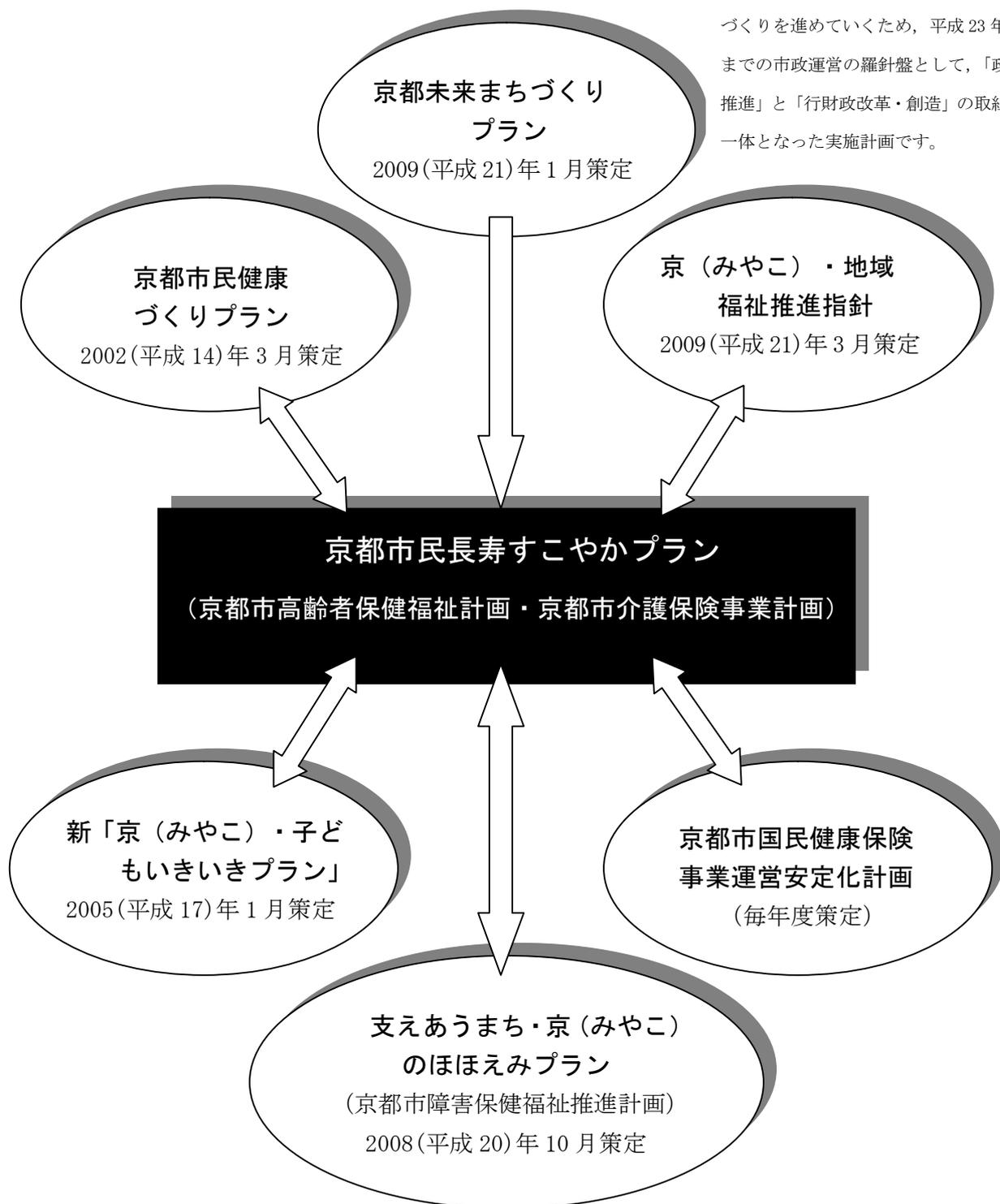
京都市民長寿すこやかプラン

(京都市高齢者保健福祉計画・京都市介護保険事業計画)

また、平成21年1月に策定された「京都未来まちづくりプラン」を高齢者保健福祉の分野で具体化し、保健福祉の関係計画をはじめ、各分野別計画との十分な連携の下にプランを推進します。

【主な関係計画との連携】

※「京都未来まちづくりプラン」は、「共汗」と「融合」による未来の京都づくりを進めていくため、平成23年度までの市政運営の羅針盤として、「政策推進」と「行財政改革・創造」の取組が一体となった実施計画です。



2 計画期間

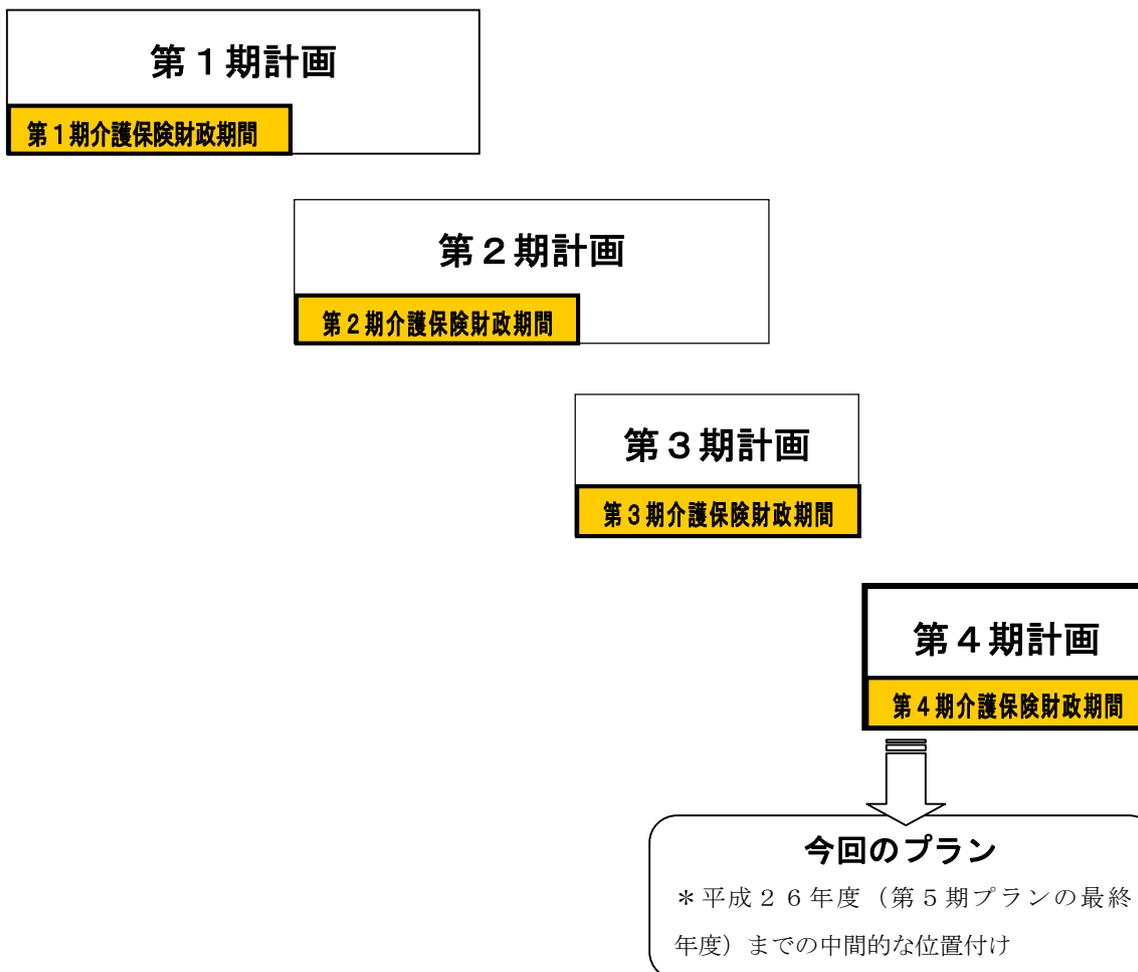
第4期プランの計画期間は平成21年度から23年度までの3年間です。

平成18年4月の介護保険制度の改正にあたっては、昭和22年から24年生まれの「戦後のベビーブーム世代」全体が65歳以上になる2015年（平成27年）の高齢者介護の姿を念頭に置いたうえで検討が行われました。

本市においても、長期的な視点に立ち、第3期プランにおいて設定した平成26年度（第5期プランの最終年度）の目標に至る中間的な位置付けとして第4期プランを策定しました。

【計画期間】

12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------



3 基本理念及び政策目標

プランの策定の目的は、長寿社会をめぐる様々な課題に対して、本市が目指す基本理念及び政策目標を掲げ、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにすることです。

基本理念は長期的観点で定めるものであるため、第3期プランで掲げた「高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域でいきいきと健やかに暮らせる社会の構築」を、引き続き基本理念としました。また、政策目標については、基本理念の実現に向け、第3期プランの進ちょく状況をはじめ、本市の高齢者を取り巻く現状や今日的な課題等を踏まえ、第3期プランの4つの政策目標を継承することとしました。

第4期プランでは、この基本理念及び政策目標に基づき、1, 200年の悠久の歴史に培われた豊かな文化や伝統、自治と自立の気風等、京都らしさや特有の気質を生かしながら、「京都に住んでて良かった」と誰もが実感できる、世界に誇れる高齢者の住みやすいまちづくりを目指します。

■ 基本理念

「高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域でいきいきと健やかに暮らせる社会の構築」

■ 政策目標

◇ **政策目標1「一人ひとりが尊厳を保ち、充実した高齢期を実現できるまち」**

長期にわたる高齢期において、どのような心身の状態であっても、高齢者一人ひとりが尊厳を保ち、自己決定により、その人らしい自立した質の高い生活が送れるよう支援します。

◇ **政策目標2「健やかな生活を送ることができるまち」**

健やかで充実した生涯を送れるよう、世代や心身の状況に応じた健康づくり、介護予防を推進します。

◇ **政策目標3「地域で安心して自立した生活を続けられるまち」**

一人ひとりの心身の状態に応じて必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けられるよう、保健福祉サービスをはじめとする社会資本の基盤整備と地域ケア体制の充実を図ります。

◇ **政策目標4「高齢者がいきいきと参加でき、すべての世代が支え合えるまち」**

高齢者が社会の重要な一員として生きがいをもって活躍できるよう、社会参加活動を推進するとともに、市民と行政の揺るぎないパートナーシップの下、すべての世代が認め合い、支え合える心豊かな福祉社会の創造に挑戦します。

4 プランの策定の方法

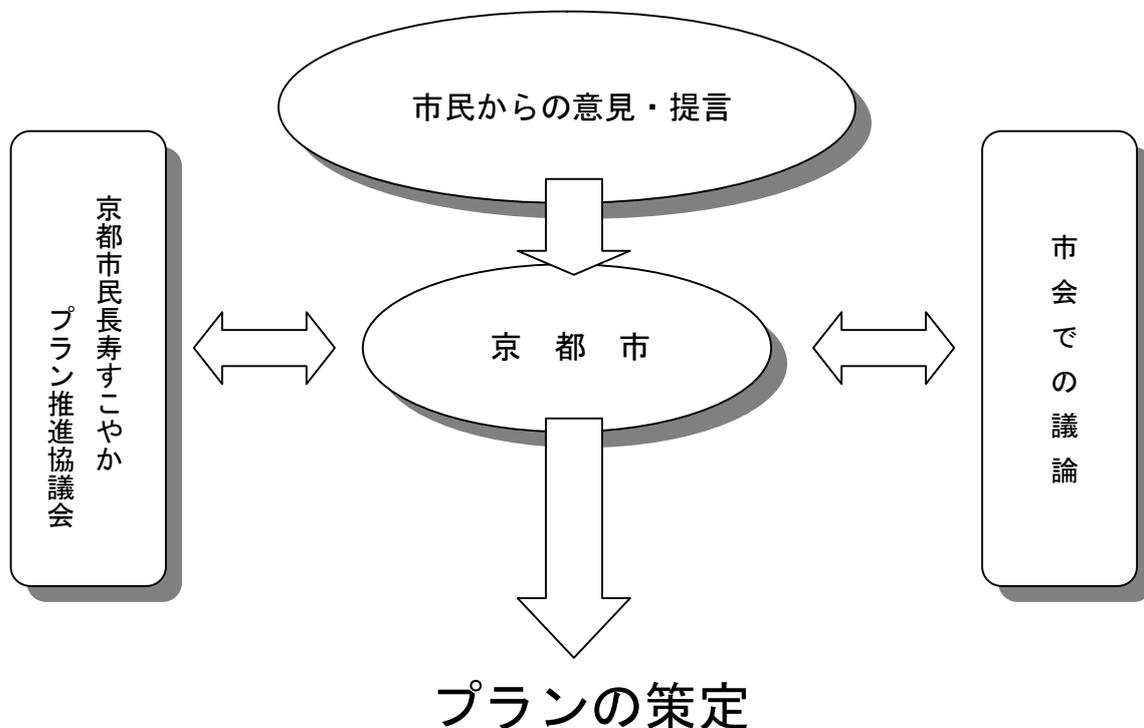
(1) 京都市民長寿すこやかプラン推進協議会での協議

本市では、プランの進ちょく状況を点検・評価し、着実な推進を図るとともに、次期プランの策定に関する協議を行うため、「京都市民長寿すこやかプラン推進協議会」を設置しています。この協議会（委員数：32名）では、6名の市民公募委員をはじめ、保健、医療、福祉の関係者による幅広い協議が行われています。

なお、この協議会は公開しており、傍聴者からも貴重な意見・提言をいただいています。

(2) 市民参加

プランの策定に当たっては、市民の意見を取り入れるため、「京都市民長寿すこやかプラン推進協議会」への市民参加や公開のほか、平成19年12月に1万人を超える市民を対象とした「高齢者の生活と健康に関する調査・高齢期の生活と健康に関する意識調査」を実施し、第4期プランを策定するための基礎資料として活用しました。また、平成20年11月には中間報告を作成し、「ひと・まち交流館 京都」で市民説明会を開催するとともに、多様な機会をとらえ説明会や市民からの希望に基づき本市職員が出向いて説明する「出前トーク」を実施しました。また、平成20年11月から1箇月以上にわたり、パブリックコメントとして市民の皆様から意見・提言をいただくなど、市民参加により、プランづくりを進めてきました。



① 「高齢者の生活と健康に関する調査・高齢期の生活と健康に関する意識調査」の概要

ア 調査目的

介護サービスの利用状況や今後の利用意向等を把握し、各サービスの見込量設定等のための基礎データを得るとともに、介護保険制度や高齢者保健福祉全般に関する市民の意向を把握し、第4期プランの策定に向けての基礎資料を得ることを目的として実施しました。

イ 調査期間

平成19年12月14日～12月28日

ウ 調査方法

郵送法

エ 調査の種別と調査対象

種別	調査対象
A 高齢者一般調査	要支援・要介護認定を受けていない 65 歳以上の方 4,000 人 (抽出)
B 居宅サービス利用者調査	介護保険の居宅サービスを利用している方 3,500 人 (抽出)
C 居宅サービス未利用者調査	要支援・要介護認定を受けているが、介護サービスを利用していない方 1,750 人 (抽出)
D 若年者調査	40 歳以上 65 歳未満の方 3,000 人 (抽出)

※A、B及びCを「高齢者の生活と健康に関する調査」、Dを「高齢期の生活と健康に関する意識調査」として実施。

オ 調査内容

【高齢者一般調査，若年者調査】

- 基本属性
- 身体・生活の状況
- 外出や生きがい活動の状況
- 介護予防に関する取組と意向
- 介護と在宅生活に対する意向
- 介護保険制度に対する意向

【居宅サービス利用者調査，居宅サービス未利用者調査】

- 基本属性
- 身体・生活の状況
- 外出や生きがい活動の状況
- 介護サービスの利用状況と利用意向
- 介護サービスの未利用理由
- 介護サービス等の情報に対する意向
- 施設への入所申込の状況
- 介護予防に関する取組と意向
- 介護と在宅生活に対する意向

○保険料，利用料に対する意向

○在宅介護の状況と意向

② 中間報告に係る市民説明会の開催と意見・提言の募集（パブリックコメント）

ア 市民説明会の開催

市民にプラン策定の検討内容を知っていただくとともに，市民の声をプランに反映させていくため，「京都市民長寿すこやかプラン推進協議会」での協議を経て，平成20年11月に第4期プランの中間報告をとりまとめました。この中間報告を基に平成20年11月17日に市民説明会を「ひと・まち交流館 京都」で開催し，高齢者を取り巻く状況や第3期プランの進ちょく状況，今後の重点課題や介護サービス量及び第1号被保険者の介護保険料の見込み等について説明しました。説明会には，210名の市民の参加があり，29名から54件の意見・提言（質問を含む。）をいただきました。

イ 意見・提言の募集（パブリックコメント）

平成20年11月から12月にかけて中間報告に係る市民からのパブリックコメントを広く募集し，個人52名，3団体から137件の意見・提言をいただきました。市民説明会でいただいた意見・提言と併せ，京都市民長寿すこやかプラン推進協議会に報告し，第4期プランを策定するうえで参考とさせていただきます。

③ 京都市政出前トーク等の実施

本市の職員が，市民の身近な場所に出向いて市政について説明し，市民の市政に関する理解を深め，これからのまちづくりについて共に考えるきっかけをつくることを目的として実施している京都市政出前トークや各種会合等，合わせて40回以上行い，あらゆる機会を活用する中で，1,580名にもものぼる市民の皆様に，介護保険制度をはじめとする各種制度の内容や本市の高齢者保健福祉に関する取組状況，第4期プランの策定等について共に考える学習機会を積極的に提供しました。

